

国の方針に基づき、契約方式を変更します

4月1日から、請負・委任業務は、包括的契約で

当センターを利用される発注者様へ

発注者様が、当センターに業務を依頼する際の契約方式が、4月1日から変わります（指揮命令を伴う派遣業務の変更はありません）。

この変更は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス法の施行に伴い、フリーランスである、請負・委任業務を行うシルバー人材センターの会員が、より安心安全に就業する環境を整備するため、厚生労働省が示した方針に基づくものです。

現行の契約方式は、発注者様が当センターに依頼した請負・委任業務を、当センターが会員に再委託する仕組みであるため、発注者様とフリーランスである会員との間に、契約関係は生じません。そこで、新たな契約方式である包括的契約では、発注者様と当センターが利用契約を、発注者様と会員が請負委任契約を結び、当センターが両者との間で総合調整を行うことで、請負・委任業務を行う会員が、フリーランスとして、法の保護を受け、より安心安全に就業できることになります。

当センターを利用される発注者様におかれましては、国の方針をご理解いただき、契約方式の変更へのご協力をお願いします。

なお、契約方式を変更した後も、当センターはこれまでと変わらず、発注者様と会員との間の調整を行い、発注者様の信頼に応えるサービスを提供してまいります。発注者様におかれましては、これまでどおり安心して、当センターをご利用ください。

【包括的契約の実施について】

- 「フリーランス法」の施行に伴い、厚生労働省が示した方針に基づき、契約方式を、4月1日から包括的契約に変更します。
- 包括的契約では、共通ルールである「センター利用規約」と「会員業務就業規約」の定めるところにより、発注者様と当センターとが利用契約を結び、さらに業務を行う会員が業務仕様書に同意することによって、発注者様と業務を行う会員との間に、業務委託契約が成立します。
- 発注者様と業務を行う会員との間に契約関係が生じることになりますが、発注者様にとって、実務面での変更はなく、当センターが、これまでどおり、発注者様と会員との間の総合調整を行います。